

地域クラブ活動における 七宗町施設利用の手引き

七宗町

七宗町地域クラブ活動指針

町は、中学生期のスポーツ・文化活動について、より多くの機会を創出し、多様なニーズに対応した活動ができるよう、町内の中学校部活動を持続可能なものにするとともに、地域・学校・競技種目等に応じた多様な形での実施環境の構築を目指し、地域クラブ活動を定義しました。

「地域クラブ活動」は、学校の働き方改革も踏まえ、休日の部活動を地域クラブ活動として実施するものであり、学校の管理外で行われる活動となります。しかし、本活動は学校部活動を補完するものであることから、学校部活動との隔たりをなくし、これまでと同様に活動できるよう中学校施設・町民運動場を開放する制度です。

目次

1	利用可能団体	2
2	利用施設・日時	2
3	利用料.....	2
4	鍵の受け渡し（地域クラブ活動単独利用の場合）	2、3
5	利用の手順	3
6	利用時・利用後の注意点	4
7	遵守事項・責任等	4、5
8	活動への配慮事項	5
9	謝金.....	5
10	その他.....	5

1 利用可能団体

利用可能団体は、「七宗町地域クラブ活動指針」に基づく、地域クラブ活動の届出をした団体です。

※地域クラブ活動の届出の受付については、教育課教育係にて行います。

2 利用施設・日時

この制度で利用できる施設は、下表のとおりです。

日時については、平日は17時から21時半まで、休日は8時半から17時の利用となります。

※平日は2時間程度、休日は3時間程度を目安に活動してください。

※休養日を必ず設けてください。(学校部活動+地域クラブ活動で、平日は5日間で1日以上、休日は第3日曜日「家庭の日」、土曜日・日曜日のいずれか)

学校	施設	
七宗中	運動場	体育館
旧神渚中	運動場	体育館
町民運動場		

3 利用料

地域クラブ活動は、学校部活動と同様に免除となります。

4 鍵の受け渡し（地域クラブ活動単独利用の場合）

管理人宅・神渚 C.C.で、下表にある鍵の受渡可能時間帯にて鍵を受け取ってください。鍵の受け渡し場所となる管理人宅・神渚 C.C.・町民運動場については、別表Ⅰをご確認ください。

時期	受け渡し手順
通常時	利用開始前にお渡しします。
不在時	専用ポストの中に入っています。
町民運動場の鍵は常時専用ポストの中に入っています。	

【注意事項】

- ・団体間での鍵の貸し借りはしないでください。
- ・利用を中止する場合は、利用日の3日前までに必ず教育課にご連絡ください。

別表Ⅰ 鍵受け渡し場所となる管理人宅・神渕C.C.・町民運動場の所在地と連絡先

学校（使用場所）			鍵の受け取り場所		
学校	所在地	電話	名前	所在地	電話
七宗中	川並468-1	48-1065	長谷川 優	川並696-5	48-1817
神渕中	神渕9871	46-1033	神渕C.C.	神渕4525-4	46-1124
町民運動場	上麻生 3566	48-1114	町民運動場	上麻生 3566	48-1114

5 利用の手順

利用手順は以下のとおりです。

利用の手順	内容
① 利用日時の設定	利用場所及び利用時間については、指導者・責任者（保護者代表）にて調整を行い、利用日時を決定します。 ※学校部活動と地域クラブ活動の連携が重要であることから、情報連携を行うとともに、利用調整も行ってください。
② 責任者（保護者代表）及び指導者からの連絡	責任者（保護者代表）及び指導者は、決定した利用日時を必要に応じて学校に連絡するとともに、予定表を27日までに教育課教育係まで提出し、教育課教育係から鍵の受け渡しを行い管理人宅・神渕C.C.に送付します。
③ 鍵の受け渡し	利用施設の鍵は、管理人宅・神渕C.C.・町民運動場にあります。（詳細は4 鍵の受け渡し参照） ※鍵とともに「使用日誌」も受け取ります。 ※学校部活動実施の場合は、学校にて鍵の管理を行います。
④活動の実施	活動を実施します。 活動終了後は、「使用日誌」を記入してください。
④ 鍵の返却	鍵とともに、「使用日誌」を使用時間終了後30分以内に管理人宅・神渕C.C.・町民運動場に返却します。（神渕C.C.閉館時・町民運動場は、専用ポストに返却してください。） ※学校部活動実施の場合は、学校にて鍵の管理を行います。

6 利用時・利用後の注意点

利用者は、利用現場にいる者の中から責任者を定め、責任者が施設の安全な利用の確保に努めるとともに、下記の事項を守って利用してください。

また、非常時には、教育課または学校への連絡等、その他必要な処置をとってください。

(1) 利用時

- ① 鍵は、利用開始の30分前から受け取りを行います。
- ② 利用開始時間より前から利用はできません。
- ③ 自動車やバイク、自転車は決められた場所に停車してください。
- ④ 施設が不良の時は利用を中止し、教育課にご連絡ください。
- ⑤ 許可内容（時間、種目、使用面、備品）に限り利用できます。
- ⑥ 用具及び備品は、原則として利用者が用意してください。ただし、管理者から利用許可を得ているものについては利用できます。
- ⑦ 施設内での飲食は、水分補給を除きできません。
- ⑧ 体育館の履き物はその競技に適した履き物を使用してください。
- ⑨ 体育館の排煙窓を、換気の目的で開閉しないでください。
- ⑩ 利用施設以外には入らないでください。（責任者を中心に徹底してください。）

(2) 利用後

- ① 消毒液とペーパータオルで、使用した備品等の消毒を行ってください。
- ② 利用時に持たせたごみは、ゴミ箱を使用せず持ち帰るようにしてください。
- ③ 備品等の消毒及び整理清掃、施錠消灯等の点検は、利用時間内におこなってください。
- ④ 「使用日誌」は、毎回記入してください。
- ⑤ 利用後は、すみやかに施設から退出してください。
- ⑥ 門扉の閉め忘れにご注意ください。
- ⑦ 鍵を利用終了後の30分以内に管理人宅・神淵C.C.・町民運動場に返却してください。

7 遵守事項・責任等

- ・利用時には、利用現場にいる者の中から責任者を定め、責任者が施設の安全な利用の確保に努めてください。
- ・利用時に生じた事故には、利用者の責任で対応してください。責任者は、速やかに教育課及び学校へ事故を報告してください。
- ・責任者は施設の破損時には直ちに教育課及び学校へ報告し、その指示に従うとともに、すみやかに復旧してください。
- ・利用者は、教育課が定めた施錠管理方法を遵守してください。
- ・許可を受けた目的以外に利用しないでください。
- ・利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないでください。
- ・利用の権利を他人に譲渡し又は転貸しないでください。

- ・近隣住民に迷惑をかける恐れのある行為をしないでください。
- ・その他、町及び教育委員会が別途定める指針及び規則等を厳守してください。

8 活動への配慮事項

- ・翌日の学校生活への配慮や、休日であることの趣旨を踏まえ、活動時間及び終了時刻は十分配慮してください。
- ・学校や各種競技団体等のガイドラインに準じた感染症対策を行ってください。
- ・次の場合は活動を自粛してください。
 - ① 学校の定期テスト（中間テスト、期末テスト等）前の1週間程度（学習に向かう配慮）
 - ② 指導者・保護者共に活動場所に不在の場合（安全面の配慮）
 - ③ 気象警報及び熱中症警戒アラート発表時、またはそれに準ずる気象状況で、町や学校が部活動を控えている場合
 - ④ 校内で法定伝染病が流行し、感染の恐れがある場合
 - ⑤ その他（災害等で社会が不安定な状況、安全確保が困難な状況、特別な事情等）

9 謝金

- ① 教育委員会は、前項の報告書に基づく地域クラブ指導者の休日におけるクラブ活動に対して、通勤手当相当額を含み1時間あたり1,000円とし、1日当たり8時間、1か月当たり5日を限度として、月ごとに謝礼金を支払うこととする。
- ② 謝礼金の支給対象者となる地域クラブ指導者は、教育委員会が指定した研修会又は講習会（以下「研修会等」という。）を受講し、資格を得た者に限る。ただし、地域クラブ指導者に登録された者で、当該年度内に開催される研修会等の受講を確約した者は、研修会等受講日までを猶予期間として、謝礼金の支払対象とみなす。

10 その他

- ① 全ての指導者及び利用者は、傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。
- ② 施設内は全面禁煙です。（駐車場も同様となります。）
- ③ 管理者の都合により、利用が許可された後に、取消・変更を行うことがあります。
- ④ 施設の物品は、管理者の許可なく移動または撤去しないでください。
- ⑤ 各施設には別表2のとおりAEDが設置してあります。事前に場所を確認してください。
- ⑥ 手引きに定めのない事項または疑義が生じた際は、教育課及び学校で協議して定めます。

別表2 AED設置場所一覧

学校	設置場所	計
七宗中	職員室、体育館玄関	2
旧神湊中	体育館玄関	1
町民運動場	バックネット裏プレハブ倉庫	1